

独立行政法人水資源機構法の概要

「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、独立行政法人水資源機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定める。

一 名称

この法律及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という)とすること。

二 機構の目的

機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすること。

三 役員及び役員の任期

機構に理事長1人、副理事長1人、理事5人及び監事2人を置くこととし、理事長及び副理事長の任期を4年、理事及び監事の任期を2年とすること。

四 業務の範囲

- 1 機構は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。
 - (1) 水資源開発基本計画に基づいて、水資源の開発又は利用のための施設の新築(水の供給量を増大させないものに限る。)又は改築を行うこと。
 - (2) 次に掲げる施設の管理を行うこと。
 - イ 機構が旧水資源開発公団から承継した施設及び機構が新築又は改築した

施設（以下「水資源開発施設」という。）

ロ 機構が旧愛知用水公団から承継した施設

ハ 上記施設との一体的な管理が水資源の利用の合理化に資する施設

(3) 水資源開発施設等についての災害復旧工事を行うこと。

(4) 上記業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、1の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、水資源に関する調査等の業務を行うことができるものとする。

五 事業実施計画

1 機構は、施設の新築又は改築に係る業務を行おうとするときは、事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。これを変更又は廃止しようとするときも同様とすること。

2 主務大臣は、1の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

3 機構は、事業実施計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、当該計画に係る水資源開発施設を利用しようとする者（事業実施計画の変更又は廃止により、当該施設を利用しようとしなくなる者を含む。）の意見を聴くとともに、費用負担についての同意を得なければならないものとする。

* 事業実施方針は廃止する。

六 施設管理規程

1 機構は、施設の管理に係る業務を行おうとするときは、施設管理規程を作成し、関係都道府県知事及び当該施設を利用する者に協議するとともに、主務大臣の認

可を受けなければならないものとする。これを変更しようとするときも同様とすること。

2 主務大臣は、1の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

3 河川管理者は、洪水防御等を目的に含む水資源の開発又は利用のための施設（以下「特定施設」という。）等に係る施設管理規程の操作に関する事項によっては、河川の状況の変化等により、河川管理上支障を生ずると認める場合には、当該操作に関する事項の変更を要請することができるものとする。

* 施設管理方針は廃止する。

七 河川法の特例

1 特定施設は、河川管理施設とし、機構は、河川法の規定にかかわらず、河川管理施設である特定施設の新築、改築又は管理を行うことができるものとする。

2 機構は、1に規定する特定施設の管理等を行う場合においては、河川法に規定する河川管理者の権限の一部を行うことができるものとする。

3 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、機構の施設との一体的な管理が水資源の利用の合理化に資する河川管理施設の管理を、機構に委託することができるものとする。

八 国土交通大臣の指揮

国土交通大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認められるときは、特定施設の操作に関し、機構を指揮することができるものとする。

九 環境の保全

機構は業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならないものとする。

十 水資源開発施設等に関する費用

水資源開発施設等に関する費用については、国の交付金若しくは補助金、都道府県の負担金、当該施設等の利用者の負担金又は受益者の負担金をもって充てるものとする。

十一 財務及び会計

財務及び会計について所要の特例等を設けること。

十二 附則

1 施行期日

この法律の施行期日について定めること。

2 水資源開発公団の解散等

水資源開発公団は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、機構が承継するものとする。

* 機構の設立日は、平成15年10月1日を予定。

3 業務の特例

機構は、当分の間、上記業務のほか、水資源開発公団が開始していた施設の新築に関する業務等を行うことができるものとする。

4 経過措置等

この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。

十三 その他

* 主務大臣の一般的監督権限は廃止する。

特殊法人等整理合理化計画（H13年12月策定）

－水資源開発公団関係－

<p>事業について講 ずべき措置</p>	<p>[水資源開発施設の建設及び管理事業]</p> <ul style="list-style-type: none">○ 水需要の伸び悩み等を踏まえ、新規の開発事業は行わないこととするとともに、新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中止、実施中事業の事業規模の縮小等を図ることにより、全体として事業量の縮減を図る。 ○ 水資源開発基本計画（フルプラン）については、水の需給計画と実績に関し、計画の根拠となる経済成長率等を含めた計画と実績の対比、計画と実績が乖離している場合にはその要因を含め、定期的に情報公開する。また、需給計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には、計画を見直すことをルール化する。 ○ コスト意識を高める観点から、新たに利水者が負担金を前払いする方式を導入し、可能な限りその活用に努める。
<p>組織形態につい て講ずべき措置</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 独立行政法人とする。

平成15年度水道関係予算概算要求について

健康局水道課

○ 政策の目標

- ・安全で良質な水道水の安定供給
- ・民間活力の活用
- ・改正水道法の着実な推進

○ 概算要求の内容

1. 水道施設の整備 1,809億円（他府省計上分を含む。）
 ・安全で良質な水道水の供給、地震・濁水に強い水道づくりを推進。

（単位：百万円）

区 分	平成14年度 予 算 額	平成15年度 要 求 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	対 前 年 度 比 率 (%)
水道施設整備費 (簡易水道) (上水道)	155,362 { 39,993 } { 115,369 }	180,888 { 46,764 } { 134,124 }	25,526 { 6,771 } { 18,755 }	116.4 { 116.9 } { 116.3 }
厚生労働省計上分 (簡易水道) (上水道)	113,449 { 33,629 } { 79,820 }	132,055 { 39,340 } { 92,715 }	18,606 { 5,711 } { 12,895 }	116.4 { 117.0 } { 116.2 }
他府省計上分 (簡易水道) (上水道)	41,913 { 6,364 } { 35,549 }	48,833 { 7,424 } { 41,409 }	6,920 { 1,060 } { 5,860 }	116.5 { 116.6 } { 116.5 }

2. 水道水源水質対策の推進 53百万円

(1) 未規制物質等基準化の検討

近年の産業・生活の高度化、多様化に伴い、水道水中での存在が問題となる物質が明らかになってきている。これらの物質について継続的に毒性情報を収集し、我が国での存在状況を把握し、必要に応じて水質基準に追加する。

(2) 水道水源水質保全対策の推進

水道水源の水質の悪化に対応し、安全でおいしい水の供給を図るため、水道事業者、水道利用者、行政及び関係者が連携を図り、一体となって行う水源の保護や地域での汚濁負荷の低減等の取組を推進する。

3. 水道広域化及び統合化の推進 30百万円

市町村合併の推進とあいまって、水道事業の広域化、統合化を推進することとし、水道事業統合のメリット、デメリットの整理及び計画案の作成等を行う。

4. 民間活力の活用等（水道合理化・効率化） 21百万円

水道事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、PFI導入に必要なガイドラインの整備、事業化計画の策定等を支援する。また、近年の濁水等に対応し、安定した水利用を可能とする都市基盤の確立を目指し、水道水の需要供給シミュレーターの開発等を行う。

5. 健全な水循環の形成に関する研究の促進（厚生科学研究費補助金）

健全な水循環系を構築するため、居住環境に応じた水の有効利用や地域レベルの節水型水道システム、水道エネルギーの有効活用に関する研究開発を行う。

【厚生労働省計上分の水道施設整備費予算の概要】

1, 3 2 1 億円

116.4% (対前年度比)

主な事項

○ 地方の生活基盤となる簡易水道の整備近代化

33,607百万円 → 39,318百万円

(対前年度比117.0%)

【重点化事項】

・ 維持管理面、経営面等で脆弱な小規模水道の広域化を推進

(1) 簡易水道再編事業の促進

14,281百万円 → 16,789百万円

(対前年度比117.6%)

維持管理面、経営面等で脆弱性を有している簡易水道等の統合を促進する。

(2) 生活基盤近代化事業の着実な推進

5,087百万円 → 5,980百万円

(対前年度比117.6%)

水洗化、シャワーの普及等、現代の生活水準に対応できる簡易水道の整備を推進するとともに安全で安定的な水道の確保を図る。

(3) 水道未普及地域解消事業の促進等

14,239百万円 → 16,549百万円

(対前年度比116.2%)

水道未普及地域の解消を推進することにより、有害物質やO-157等に対しても安全な水道水をどこでも誰でも利用できるよう簡易水道等の整備を促進する。

○ 安全で安心できる生活を支える水道の整備

11,516百万円 → 13,534百万円

(対前年度比117.5%)

【重点化事項】

・ 異臭味被害やクリプトスポリジウム等の感染性微生物問題等に対応した安全で良質な水道水を確保するための高度浄水施設整備の推進

(1) 高度浄水施設整備事業の積極的な推進

10,563百万円 → 12,418百万円

(対前年度比117.6%)

異臭味被害、四塩化炭素やヒ素等による水源汚染、塩素耐性を有する感染性微生物による健康被害等を防止し、より安全で安心して飲用できる水道水を供給するため、高度浄水施設の整備を推進する。

(2) 水質検査等施設整備費 (対前年度比117.5%)
359百万円 → 422百万円
水道水質管理体制の強化を図るため、共同水質検査センター等の水質検査機器整備や水道原水の水質監視を行うための水道水源自動監視施設の整備を促進する。

(3) その他 (対前年度比116.8%)
594百万円 → 694百万円
水道管路近代化事業（直結給水）等の促進。

○ 地震・濁水に強い水道施設の整備	(対前年度比115.9%) 68,234百万円 → 79,111百万円
-------------------	--

[重点化事項]

- ・ 災害時の給水拠点確保の推進
- ・ 老朽管等の計画的な更新を推進

(1) 水道水源開発施設整備費 (対前年度比113.8%)
25,010百万円 → 28,469百万円
濁水時においても国民の生活を守ることができるよう、安定的な水道水源の確保のための事業を促進する。

(2) 水道広域化施設の整備の推進 (対前年度比117.5%)
36,918百万円 → 43,391百万円
水道水の需要の増加及び地震、濁水等災害に対応するため、重複投資を排除しつつ水源を安定的に確保し、広域的な水運用及び水道施設の効率的利用を図るため、広域化施設の整備を促進する。

(3) 緊急時給水拠点確保等事業費の充実・強化 (対前年度比117.6%)
1,447百万円 → 1,701百万円
① 地震の被害が予想される地域において、配水管等管路を利用した貯留施設及び緊急遮断弁の整備推進を図る。
② 配水池容量の増大及び連絡管整備を引き続き促進する。

(4) ライフライン機能強化費 (対前年度比100.0%)
927百万円 → 927百万円
既設管路の耐震化を図るため災害復旧事業と関連して行う基幹管路の耐震化事業を推進する。

(5) 水道管路近代化事業（石綿セメント管等更新事業） (対前年度比117.6%)
3,932百万円 → 4,623百万円
水道管路からの漏水や折損事故等に対処するため老朽管等の更新を促進する。

○ 水道施設整備事業調査費

(対前年度比100.0%)
70百万円 → 70百万円

効率的かつ効果的な水道施設整備を推進するため、水需給のより精緻な将来予測を行うことができるよう調査検討を行うとともに、新しい水需給計画に基づく水道施設の整備のあり方について調査検討を行う。また、水道施設を一定の水準に保持するため、施設水準の在り方を判定できる水道施設評価法を構築するための調査等を行う。

○ 国庫補助制度の見直し

- ・市町村合併に伴い水道施設を統合・広域化する場合の特例
簡易水道統合整備事業：採択要件である上水道施設の給水人口5万人未満を撤廃。
水道広域化施設整備事業：採択要件である資本単価を撤廃。

平成15年度水道関係予算概算要求・要望の概要

平成14年8月
水 道 課
(単位：千円)

事 項	平成14年度	平成15年度	対前年度	対前年度	備 考
	予算額	概算要求額	増△減額	比率(%)	
非公共事業費	168,203	164,012	△ 4,191	97.5%	
(項) 厚生労働本省	156,287	152,096	△ 4,191	97.3%	
厚生労働本省一般行政経費	148,726	144,596	△ 4,130	97.2%	
經常事務費	6,439	6,434	△ 5	99.9%	
1. 日米環境保護協力協定費	1,040	1,035	△ 5	99.5%	
2. 水道行政強化拡充費	5,399	5,399	0	100.0%	
健康局一般行政費	142,287	138,162	△ 4,125	97.1%	
3. 水質管理等強化対策費	25,867	20,085	△ 5,782	77.6%	
(1) 水質管理調査費	3,356	3,348	△ 8	99.8%	
(2) 水道用薬品等基準策定費	5,892	5,892	0	100.0%	
(3) 水道水質分析に係る外部精度管理調査費	7,516	7,662	146	101.9%	
(4) 水道事業体等検査指導費	3,169	3,183	14	100.4%	
(5) 水道管路技術対策検討費	5,934	0	△ 5,934	0.0%	前年度限りの経費
4. 水道水源水質対策費	27,660	41,139	13,479	148.7%	
(1) 水質監視項目基準化検討費	5,053	4,940	△ 113	97.8%	
(2) 未規制物質基準化検討費	22,607	36,199	13,592	160.1%	
5. 給水装置等対策費	27,008	26,720	△ 288	98.9%	
(1) 給水装置等に係る国際調和推進事業費	12,885	12,673	△ 212	98.4%	
(2) 給水装置構造・材質基準策定費	14,123	14,047	△ 76	99.5%	
6. 第3回世界水フォーラム閣僚級国際会議開催経費	9,667	0	△ 9,667	0.0%	前年度限りの経費
7. 水道広域化及び統合化推進事業費	22,190	20,612	△ 1,578	92.9%	
(1) 水道広域化及び統合化推進事業	16,261	14,770	△ 1,491	90.8%	
(2) 第三者委託の適正化推進事業	5,929	5,842	△ 87	98.5%	
8. 水道合理化・効率化推進事業費	29,895	29,606	△ 289	99.0%	
(1) PFI活用推進事業	7,021	6,898	△ 123	98.2%	
(2) 節水対策推進事業	22,874	22,708	△ 166	99.3%	
保健医療関係情報化経費	2,844	2,810	△ 34	98.8%	
給水装置データベース事業促進費	2,844	2,810	△ 34	98.8%	
国家試験費	4,717	4,690	△ 27	99.4%	
給水装置工事主任技術者国家試験費	4,717	4,690	△ 27	99.4%	
(項) 保健衛生諸費	11,916	11,916	0	100.0%	
水道水源水質保全対策費	11,916	11,916	0	100.0%	
疾病予防対策事業費等補助金	11,916	11,916	0	100.0%	
水道水源水質保全推進試行事業費	11,916	11,916	0	100.0%	
公共事業費	113,449,000	132,055,000	18,606,000	116.4%	
(項) 水道施設整備費	113,449,000	132,055,000	18,606,000	116.4%	
(1) 水道施設整備事業調査費	70,000	70,000	0	100.0%	
(2) 水道施設整備費補助	113,357,000	131,963,000	18,606,000	116.4%	
7. 簡易水道等施設整備費補助	33,607,000	39,318,000	5,711,000	117.0%	
水道未普及地域解消事業	14,083,000	16,393,000	2,310,000	116.4%	
簡易水道再編推進事業	14,281,000	16,789,000	2,508,000	117.6%	
生活基盤近代化事業	5,087,000	5,980,000	893,000	117.6%	
閉山炭鉱水道施設整備事業	156,000	156,000	0	100.0%	
4. 水道水源開発等施設整備費補助	79,750,000	92,645,000	12,895,000	116.2%	
水道水源開発施設整備費	25,010,000	28,469,000	3,459,000	113.8%	
水道広域化施設整備費	36,918,000	43,391,000	6,473,000	117.5%	
浄水場排水処理施設整備費	326,000	379,000	53,000	116.3%	
水質検査施設等整備費	359,000	422,000	63,000	117.5%	
高度浄水施設等整備費	12,010,000	14,119,000	2,109,000	117.6%	
高度浄水施設整備費	10,563,000	12,418,000	1,855,000	117.6%	
緊急時給水拠点確保等事業費	1,447,000	1,701,000	254,000	117.6%	
ライフライン機能強化費	927,000	927,000	0	100.0%	
水道管路近代化推進事業費	4,200,000	4,938,000	738,000	117.6%	
(3) 産地地域事業補助率差額	22,000	22,000	0	100.0%	
水 道 課 計	113,617,203	132,219,012	18,601,809	116.4%	
(参考：他府省計上分)					
公共事業費	41,913,000	48,833,000	6,920,000	116.5%	
内閣府(沖縄)	21,266,000	24,754,000	3,488,000	116.4%	
国土交通省(北海道)	4,247,000	4,989,000	742,000	117.5%	
国土交通省(離島・奄美)	3,193,000	3,717,000	524,000	116.4%	
国土交通省(水公団)	13,207,000	15,373,000	2,166,000	116.4%	
公 共 事 業 費 計	155,362,000	180,888,000	25,526,000	116.4%	他府省計上分を含む額

平成15年度水道関係予算概算要求の概要

水 道 課 -

(単位:千円)

事 項	平成14年度 予 算 額	平成15年度概算要求額				対前年度 増△減額	対前年度 比率(%)
		重点分野関連施策					
		都市・地域	環境	その他	計		
公共事業費							
1.厚生労働省計上分	113,449,000	118,836,000	13,219,000	0	132,055,000	18,606,000	116.4
(1)水道施設整備事業調査費	70,000	70,000	0	0	70,000	0	100.0
(2)水道施設整備費補助	113,357,000	118,744,000	13,219,000	0	131,963,000	18,606,000	116.4
7.簡易水道等施設整備費補助	33,607,000	39,318,000	0	0	39,318,000	5,711,000	117.0
水道未普及地域解消事業	14,083,000	16,393,000	0	0	16,393,000	2,310,000	116.4
簡易水道再編推進事業	14,281,000	16,789,000	0	0	16,789,000	2,508,000	117.6
生活基盤近代化事業	5,087,000	5,980,000	0	0	5,980,000	893,000	117.6
閉山炭鉱水道施設整備事業	156,000	156,000	0	0	156,000	0	100.0
4.水道水源開発等施設整備費補助	79,750,000	79,426,000	13,219,000	0	92,645,000	12,895,000	116.2
水道水源開発施設整備費	25,010,000	28,469,000	0	0	28,469,000	3,459,000	113.8
水道広域化施設整備費	36,918,000	43,391,000	0	0	43,391,000	6,473,000	117.5
浄水場排水処理施設整備費	326,000	0	379,000	0	379,000	53,000	116.3
水質検査施設等整備費	359,000	0	422,000	0	422,000	63,000	117.5
高度浄水施設等整備費	12,010,000	1,701,000	12,418,000	0	14,119,000	2,109,000	117.6
高度浄水施設整備費	10,563,000	0	12,418,000	0	12,418,000	1,855,000	117.6
緊急時給水拠点確保等事業費	1,447,000	1,701,000	0	0	1,701,000	254,000	117.6
ライフライン機能強化費	927,000	927,000	0	0	927,000	0	100.0
水道管路近代化推進事業費	4,200,000	4,938,000	0	0	4,938,000	738,000	117.6
(3)産炭地域事業補助率差額	22,000	22,000	0	0	22,000	0	100.0
2.他省庁計上分計	41,913,000	45,495,994	724,537	2,612,469	48,833,000	6,920,000	116.5
(1)内閣府計上分(沖縄分)	21,266,000	24,754,000	0	0	24,754,000	3,488,000	116.4
7.簡易水道等施設整備費補助	3,184,000	3,900,000	0	0	3,900,000	716,000	122.5
上水道施設整備費	1,799,000	2,322,500	0	0	2,322,500	523,500	129.1
簡易水道施設整備費	1,385,000	1,577,500	0	0	1,577,500	192,500	113.9
4.水道水源開発等施設整備費補助	18,082,000	20,854,000	0	0	20,854,000	2,772,000	115.3
(2)国土交通省計上分	20,647,000	20,741,994	724,537	2,612,469	24,079,000	3,432,000	116.6
(北海道分)	4,247,000	4,989,000	0	0	4,989,000	742,000	117.5
7.簡易水道等施設整備費補助	1,786,000	2,129,000	0	0	2,129,000	343,000	119.2
簡易水道等施設整備費(本道分)	1,669,375	2,092,053	0	0	2,092,053	422,678	125.3
簡易水道等施設整備費(離島分)	116,625	36,947	0	0	36,947	△ 79,678	31.7
4.水道水源開発等施設整備費補助	2,461,000	2,860,000	0	0	2,860,000	399,000	116.2
(離島・公団分)	16,400,000	15,752,994	724,537	2,612,469	19,090,000	2,690,000	116.4
7.簡易水道等施設整備費補助(離島・奄美)	3,193,000	3,717,000	0	0	3,717,000	524,000	116.4
4.水道水源開発等施設整備費補助(公団分)	13,207,000	12,035,994	724,537	2,612,469	15,373,000	2,166,000	116.4
公共事業費合計(再掲)	155,362,000	164,331,994	13,943,537	2,612,469	180,888,000	25,526,000	116.4
簡易水道等施設整備費補助	39,993,000	46,763,500	0	0	46,763,500	6,770,500	116.9
水道水源開発等施設整備費補助	115,369,000	117,568,494	13,943,537	2,612,469	134,124,500	18,755,500	116.3
他省庁分再掲	41,913,000	45,495,994	724,537	2,612,469	48,833,000	6,920,000	116.5
簡易水道等施設整備費補助	6,364,000	7,423,500	0	0	7,423,500	1,059,500	116.6
水道水源開発等施設整備費補助	35,549,000	38,072,494	724,537	2,612,469	41,409,500	5,860,500	116.5

※重点分野関連施策欄の「都市・地域」については「魅力ある都市」、「個性と工夫に満ちた地域社会」である。